

令和4年5月定例会議事録

令和4年
第5回羽島市農業委員会議事録

羽島市農業委員会

1. 開催日時 令和4年5月9日(月)午後1時30分～午後1時55分

2. 開催場所 羽島市役所3階 301会議室

3. 出席農業委員(15名)

1番	西川	ひとみ	2番	田中	敏信	3番	伊藤	克巳
4番	石原	晃	5番	大井	幸男	6番	花村	直良
7番	森川	朝子	8番	加藤	芳正	9番	時田	昌子
10番	山田	倉造	11番	浅野	喜代子	13番	佐藤	文恵
14番	宮田	圭	15番	大曾根	佳明	16番	岩田	悟

4. 欠席委員(1名)

12番 服部 春彦

5. 議事日程

第1 議事録署名者の指名について

第2 議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第4 議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

第5 報告第13号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第6 報告第14号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

第7 報告第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

6. 農業委員会事務局職員及び関係職員

産業振興部長 加藤 光彦 農政課長 安田 裕治 農政係長 後藤 祐人
事務局長 柴田 泰宏 局長補佐 足立 光輝 農地係長 片山 真理子

7. 会議の概要

○事務局長 「本日の出席委員は16名中15名で、在任する委員の過半数に達しておりますので総会は成立しております。
それでは、羽島市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を岩田会長にお願いいたします。」

○議 長 委員各位に委員会への出席のお礼を述べ、第5回羽島市農業委員会の開会を宣言する。

第1 議事録署名者の指名について

○議 長 本日の議事録署名者を指名にて決定する旨を告げ、3番委員及び4番委員を指名する。

第2 議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議 長 「議案第19号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号10番及び11番を議題といたします。
それでは事務局より説明願います。」

○局長補佐 「番号10番は、農地の売買で、申請地は〇〇〇〇、面積は102㎡、市街化区域内の農地が1筆です。
譲受人は、経営面積が45.56アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は自宅から500m以内の場所にあり、営農に支障はないものと考えます。その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。
続きまして、番号11番は、農地の売買で、申請地は〇〇〇〇、面積は231㎡、農用地区域内の農地が1筆です。
譲受人は、経営面積が53.2アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は自宅から1100m以内の場所にあり、営農に支障はないものと考えます。その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。
以上2件についてご審議をお願いします。」

○議 長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委 員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第19号について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第19号については、許可いたします。」

第3 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○議長 「議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」、番号9番を議題といたします。
事務局より説明願います。」

○農地係長 「番号9番について、転用事業者は申請地を取得して土木工事業資材置場として使用したいとの申請です。転用事業者は申請地北側で事業を行っております。
No.9と書かれた地図をご覧ください。
申請地は〇〇の西に位置し、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類され、農地法第5条第2項第2号、申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成できない場合の規定を適用して許可相当となるものです。申請地の北側は道路、西側は雑種地、東側は水路、南側は道路となっています。周囲にはコンクリートブロックを設け、周囲の営農に支障をきたさないことを条件とします。
以上1件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。」

議案第20号、番号9番について、許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成、多数ですので、議案第20号、番号9番については、許可相当として意見を決定することといたします。」

第4 議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

○議長 「議案第21号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の内、番号426番、427番、487番及び488番を議題といたしますが、議席番号○番委員に関係する事項がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第一項の規定に基づく議事参与の制限により、退席していただきます。」
(○番委員退室)

○議長 「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号426番、427番については、○○○○さんが合計面積3,609㎡について、使用貸借にて利用権設定をするものです。
番号487番、488番については、岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として借り受けた農地を○○○○さんが、合計面積2,623㎡について、転貸借をするものです。
以上4件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。
議案第21号の内、番号426番、427番、487番及び488番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成、多数ですので、議案第21号の内、番号426番、427番、487番及び488番については、原案のとおり決定することといたします。
それではここで、○番委員の除斥を解きます。
(○番委員入室)

○議長 「次に、議案第21号の内、番号428番から486番、489番から500番、502番から505番、507番から508番、510番から512番、514番から545番を議題といたします。
事務局より説明願います。」

○農地係長 「番号428番から486番については、岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として合計面積91,091㎡について利用権設定をするものです。
489番から500番、502番から505番、507番から508番、510番から512番、514番から545番については、岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として借り受けた農地について、地域の担い手等へ転貸借するものです。内訳として○○○○へ223㎡、○○○○へ2,375㎡、○○○○へ14,010㎡、○○○○さんへ4,215㎡、○○○○さんへ6,770㎡、○○○○さんへ1,051㎡、○○○○さんへ13,406㎡、○○○○さんへ1,004㎡、○○○○さんへ693㎡、○○○○さんへ1,160㎡、○○○○さんへ955㎡、○○○○さんへ7,576㎡、○○○○へ25,317㎡、○○○○さんへ4,541㎡、○○○○へ591㎡転貸借をするものです。
以上112件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。」

議案第21号の内、番号428番から486番、489番から500番、502番から505番、507番から508番、510番から512番、514番から545番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成、多数ですので、議案第21号の内、番号428番から486番、489番から500番、502番から505番、507番から508番、510番から512番、514番から545番については、原案のとおり決定することといたします。」

「次に、議案第21号の内、番号501番を議題といたしますが、議席番号○番委員に関係する事項がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第一項の規定に基づく議事参与の制限により、退席していただきます。」

(○番委員退室)

○議長 「それでは、事務局より説明願います。」

○農地係長 「番号501番については、岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として借り受けた農地を○○○○さんが、合計面積756㎡を、使用貸借にて利用権設定をするものです。
以上1件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。
議案第21号の内、番号501番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

- 議 長 「賛成、多数ですので、議案第21号の内、番号501番については、原案のとおり決定することといたします。
それではここで、○番委員の除斥を解きます。」
(○番委員入室)
- 議 長 「次に、議案第21号の内、番号506番を議題といたしますが、議席番号○番委員に関係する事項がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第一項の規定に基づく議事参与の制限により、退席していただきます。」
(○番委員退室)
- 議 長 「それでは、事務局より説明願います。」
- 農地係長 「番号506番については、岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として借り受けた農地を○○○○さんが、面積991㎡を使用貸借にて利用権設定をするものです。
以上1件についてご審議をお願いします。」
- 議 長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」
- 委 員 (質問、意見なし)
- 議 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。
議案第21号の内、番号506番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」
- 委 員 (挙手、多数)
- 議 長 「賛成、多数ですので、議案第21号の内、番号506番については、原案のとおり決定することといたします。
それではここで、○番委員の除斥を解きます。」
(○番委員入室)
- 議 長 「次に、議案第21号の内、番号509番を議題といたしますが、議席番号○番委員に関係する事項がありますので、農業委員会等に関

する法律第31条第一項の規定に基づく議事参与の制限により、退席していただきます。」

(○番委員退室)

○議長 「それでは、事務局より説明願います。」

○農地係長 「番号509番については、岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として借り受けた農地を〇〇〇〇さんが、合計面積1,941㎡を使用貸借にて利用権設定をするものです。
以上1件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。
議案第21号の内、番号509番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成、多数ですので、議案第21号の内、番号509番については、原案のとおり決定することといたします。
それではここで、○番委員の除斥を解きます。」
(○番委員入室)

○議長 「次に、議案第21号の内、番号513番を議題といたしますが、議席番号○番委員に関係する事項がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第一項の規定に基づく議事参与の制限により、退席していただきます。」
(○番委員退室)

○議長 「それでは、事務局より説明願います。」

○農地係長 「番号513番については、岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として借り受けた農地を〇〇〇〇さんが面積893㎡を使用貸借にて

利用権設定するものです。
以上1件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。
議案第21号の内、番号513番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成、多数ですので、議案第21号の内、番号513番については、原案のとおり決定することといたします。
それではここで、○番委員の除斥を解きます。
(○番委員入室)

第 5 報告第13号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第 6 報告第14号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

第 7 報告第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

○議長 長 「報告第13号「農地法第3条の3の規定による届出報告について」、報告第14号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について」、報告第15号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について」を併せて事務局より報告願います。」

○局長補佐 「報告第13号から第15号につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、説明の方は省略をさせていただきます。ご理解の程よろしくお願い致します。」

○議長 長 「本日の議事が全て終了した旨を述べ、会議の閉会を宣言する。」